

独立行政法人住宅金融支援機構総合オンラインシステム（平成 30 年基盤更改後）の運用業務に係る実施要項の変更及び契約の変更（案）

令和 3 年 4 月

独立行政法人住宅金融支援機構

1 独立行政法人住宅金融支援機構総合オンラインシステム（平成 30 年基盤更改後）の運用業務について

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）では、証券化支援事業（買取型）の債権買取申請又は機構の融資（個人向け住宅融資、賃貸住宅融資等）の借入申込みから住宅ローン完済までの申込者管理及び返済管理、代理店金融機関における資金の管理、証券化支援事業（保証型）の融資保険付保申請から付保実行までの管理、団体信用生命保険（以下「団信」という。）の加入申込みから加入実行までの管理、団信の 2 年目以降特約料の請求及び収納管理並びに沖縄振興開発金融公庫の融資債権に関する保証、団信管理等を行う総合オンラインシステム（以下「システム」という。）を構築・運用している。

システムの範囲は非常に多岐にわたり、これらを安定的に運用するため、全体の運用、管理等について、システムの運用業務として専門の事業者へ委託している。

この運用業務については、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争入札を実施することとされ、現行の業務委託契約は平成 29 年度に行った調達に基づいたものである。  
現行契約：平成 29 年 6 月 16 日～令和 4 年 12 月 31 日（66 ヶ月間）

2 契約期間変更の必要性

現行契約における委託期間の終期は、別途同時期に調達したシステム基盤サービス及び回線提供サービスの利用期間等の終期に合わせて、令和 4 年 12 月 31 日となっている。

現行システム基盤の利用期間終了に向けて、次期のシステム基盤の構築及び移行（以下「次期基盤更改」という。）の検討を進めているところであるが、本システムは 1 に記載のとおり証券化支援事業（買取型）を始めとする機構業務の遂行上必要な基幹システムであることから、アプリケーション改修やシステム停止等による機構業務への影響を最小限に抑え、次期基盤更改を短期間かつ安定的に実現することが必要不可欠である。

そこで、次期基盤更改においては、事前に現行システム基盤上で必要なソフトウェア製品のバージョンアップ等を行うことで次期基盤更改の影響を軽微にし、短期間かつ安定的な基盤更改を行う計画としている。その事前対応期間を確保するため、現行システム基盤の継続利用可能期間の令和 5 年 12 月 31 日まで、利用期間等を 1 年（12 ヶ月）延長する予定である。

本件運用業務は、現行のシステム基盤及び回線における仕組みと密接に関わることから、その契約期間についてもシステム基盤サービス及び回線提供サービスの利用期間等と合わせる事が合理的なため、現行の契約期間を変更（12ヶ月延長）することとした。

### 3 主な契約変更の概要

#### 【委託期間の終期】

令和4年12月31日を令和5年12月31日に変更

（変更前）委託期間 平成29年6月16日から令和4年12月31日まで

（変更後）委託期間 平成29年6月16日から令和5年12月31日まで

#### 【契約変更の時期】

官民競争入札等監理委員会での了承後速やかに

以上

独立行政法人住宅金融支援機構総合オンラインシステム（平成 30 年基盤更改後）の運用業務に係る実施要項

（下線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>1～2 （略）</p> <p>3 実施期間に関する事項                      業務請負契約の契約期間は、平成 29 年 6 月上旬から<u>令和 5 年 12 月 31 日まで</u>とする（運用業務は平成 30 年 1 月 1 日から<u>令和 5 年 12 月 31 日まで</u>、平成 29 年 6 月上旬から引継ぎ及びその他付随業務を行う。）                      なお、機構の要望により、協議の上で、履行期間を延長する可能性がある。その場合は、事前に機構から情報提供を行い、協議の上で決定する。</p> <p>（以下略）</p> <p>別紙 1 総合オンラインシステム（平成 30 年基盤更改後）の運用業務に係る調達仕様書</p> <p>第 1 要約                      1 委託する業務                      表 1：本件業務の主な内容及び履行期間                      履行期間（予定）</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 実施期間に関する事項                      業務請負契約の契約期間は、平成 29 年 6 月上旬から平成 34 年 12 月 31 日までとする（運用業務は平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで、平成 29 年 6 月上旬から引継ぎ及びその他付随業務を行う。）                      なお、機構の要望により、協議の上で、履行期間を延長する可能性がある。その場合は、事前に機構から情報提供を行い、協議の上で決定する。</p> <p>（以下略）</p> <p>別紙 1 総合オンラインシステム（平成 30 年基盤更改後）の運用業務に係る調達仕様書</p> <p>第 1 要約                      1 委託する業務                      表 1：本件業務の主な内容及び履行期間                      履行期間（予定）</p>

平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から令和 5 年（2023）年 12 月 31 日まで（なお、機構の要望により履行期間を延長する可能性がある。その場合は、事前に機構から情報提供を行い、協議の上で決定する。）

第 1 2～第 5 2 （略）

#### 第 6 本件業務の概要

本件業務の概要を以下に記載する。1 から 4 までには「運用業務」（履行予定期間：平成 30（2018）年 1 月 1 日～令和 5（2023）年 12 月 31 日）に係る概要を、5 から 8 までには「その他付随業務」に係る概要を、それぞれ示している。「運用業務」については、運用期間中に変更が発生した場合は、システム改修事業者をはじめ関係事業者から引継ぎを受けて対応すること。

なお、本件業務に必要な環境（回線、機器、ソフトウェア、設備等）については、特に機構から貸与する旨の記載がない限り、本件受託事業者が準備すること。

また、本仕様書に記載する時間、頻度、場所等については業務上の都合により変更する可能性があるので対応すること。

（以下略）

平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から平成 34 年（2022）年 12 月 31 日まで（なお、機構の要望により履行期間を延長する可能性がある。その場合は、事前に機構から情報提供を行い、協議の上で決定する。）

第 1 2～第 5 2 （略）

#### 第 6 本件業務の概要

本件業務の概要を以下に記載する。1 から 4 までには「運用業務」（履行予定期間：平成 30（2018）年 1 月 1 日～平成 34（2022）年 12 月 31 日）に係る概要を、5 から 8 までには「その他付随業務」に係る概要を、それぞれ示している。「運用業務」については、運用期間中に変更が発生した場合は、システム改修事業者をはじめ関係事業者から引継ぎを受けて対応すること。

なお、本件業務に必要な環境（回線、機器、ソフトウェア、設備等）については、特に機構から貸与する旨の記載がない限り、本件受託事業者が準備すること。

また、本仕様書に記載する時間、頻度、場所等については業務上の都合により変更する可能性があるので対応すること。

（以下略）